オンライン傍聴される方への注意事項

松戸市環境政策課

１ 手続

(1) Ｗｅｂ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）による傍聴（以下「オンライン傍聴」という。）を希望する者は、会議当日に市ホームページの傍聴用ＵＲＬから傍聴するものとする。

(2) オンライン傍聴の定員はオンライン会議システムの上限とする。

(3) 会議資料は会議当日までに市ホームページからダウンロードすること。

(4) インターネット回線や視聴に必要な設備等は自身で準備すること。なお、傍聴に当たり、次のセキュリティ要件を満たすこと。

ア 使用する端末のＯＳやアプリケーションソフトは、メーカーのサポート期間内であること。

イ 使用するインターネット回線は、本人もしくは所属する組織が管理するものとし、フリーＷｉ-Ｆｉは使用しないこと。

ウ パソコンを使用する場合は、必ずウイルス対策ソフトを導入し、最新の定義であること。

２ 会議の秩序の維持

(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たり、座長及び事務局の指示に従うこと。

(2) 座長は、傍聴者が3の規定に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、その者に退場を命ずることができる。

(3) 傍聴者は、座長に退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

３ 会議を傍聴するに当たり守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ることとする。

(1) 会議中はマイクとカメラをオフにし、挙手ボタンの使用、Q＆Aへの投稿、チャットへの書き込み機能等を使用しないこと。

(2) 会議の録音、録画、スクリーンショットの撮影、写真撮影等を行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合は、この限りでない。

(3) その他会議の妨害となるような挙動をとらないこと。

４ その他

(1) 通信状況により、映像や音声が途切れたり、一時停止したりする可能性がある。また、配信の続行ができなくなった場合、傍聴を中断する可能性がある。

(2) 通信状況の不具合等により傍聴者に不利益が生じたとしても、本有識者会議はその責を負わない。

(3) 公開できない事項を取り扱う場合、会議の一部を非公開とする場合がある。

(4) オンライン傍聴の内容については、後日の配信は行わない。